

国の人事行政に関する組織体制について

行政改革推進本部専門調査会 座長 佐々木 毅

「シミュレーションについて」第12回会議資料1:9ページより

<p>9. 交渉・協約締結の当事者(国の当局) (当該事項について適法に管理し、決定できる当局)</p>	<p>所管官庁を一元化 協約締結事項(全省統一事項)については、所管する官庁を一本化し、所管官庁が交渉を担当</p>	<p>所管官庁は分かれる それぞれ権限を有する官庁が当局となる。</p> <p>例えば、現状においては、 総務省：給与、勤務時間、保健・安全保持、災害補償等 財務省：旅費、宿舎、共済</p>
--	--	---

どの交渉当事者(本省・出先・制度官庁)が、どの交渉・協約締結事項を適法に管理・決定できるかについては、明確化が必要。

〈組織体制に係る論点〉

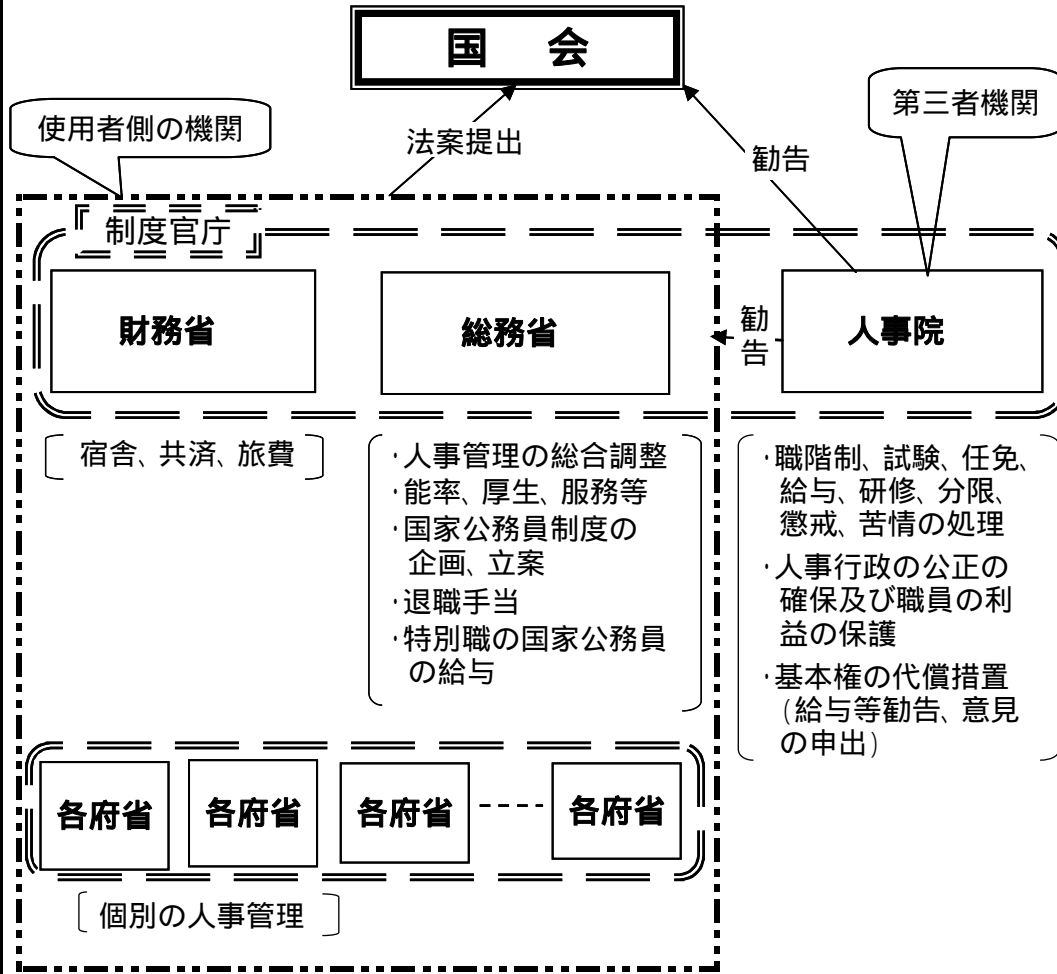
【論点1】

- ・ 使用者側の機関と第三者機関の役割分担は、どうあるべきか。
(特に、第三者機関の所管事項は、交渉事項・協約事項になりえない点を、どのように考えるべきか。)

【論点2】

- ・ 制度官庁と個別の人事管理を行う各府省の役割分担は、どうあるべきか。
(制度官庁に集権化すべきか。あるいは各府省に分権化すべきか。)

現 行 制 度



【その特徴】

人事院 (第三者機関)
 人事行政に関する広範な事務を所管
 労働基本権制約の代償措置である給与等勧告などを所管

総務省 (人事・恩給局)
 内閣総理大臣の事務を補佐するほか、退職手当等を所管

財務省
 宿舍 (理財局)、共済・旅費 (主計局) に関する事務を所管

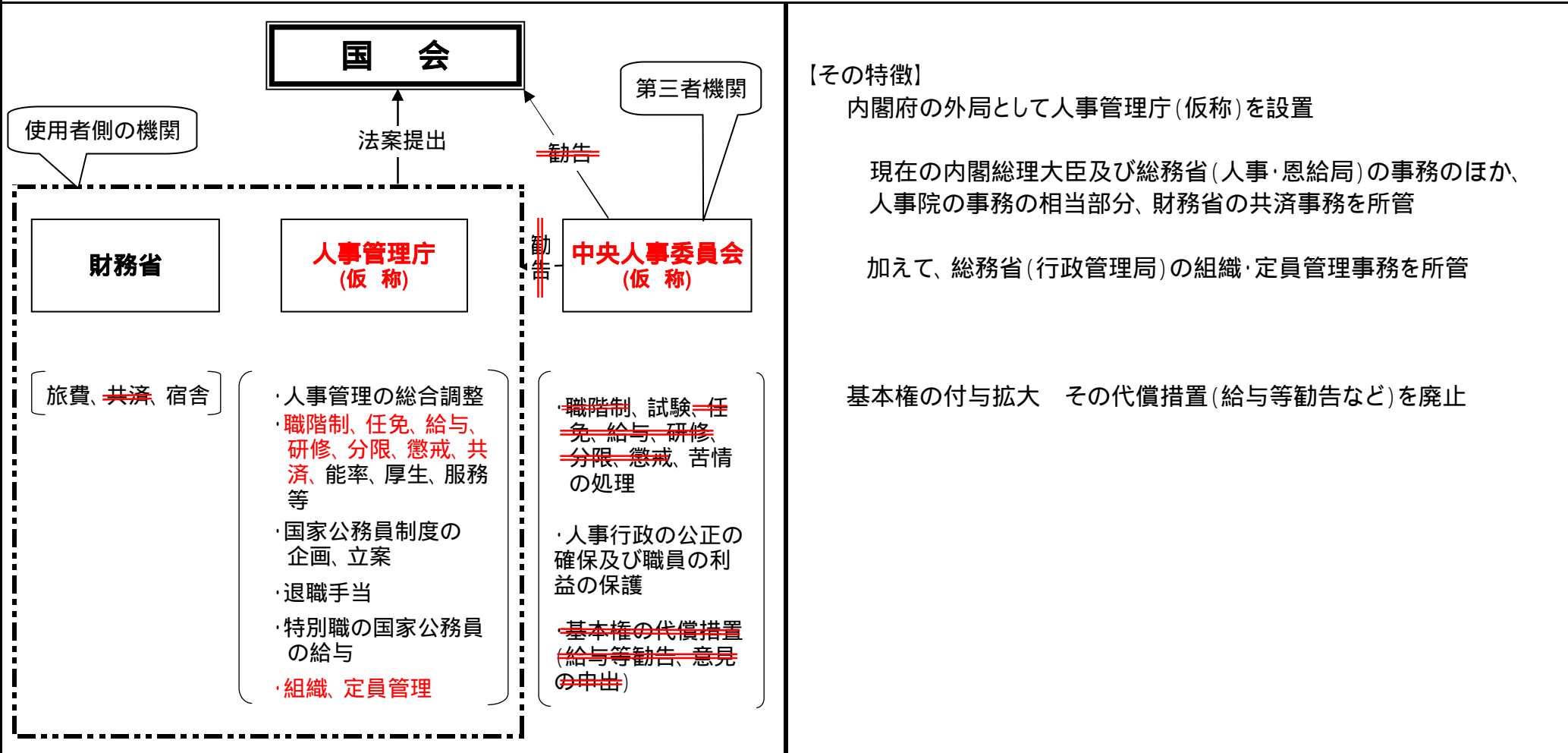
(注1) は、内閣総理大臣の事務であり、総務省はこれを補佐。

(注2) 退職手当 (総務省所管) 並びに宿舍、共済及び旅費 (財務省所管) は、公務員については勤務条件ではないとされているが、民間労働者については、退職金、社宅、企業年金及び旅費は一般に労働条件であるとされていることから、この図において取り上げることにした。

(注3) 先の国会において成立し、平成20年12月31日までの間において政令で定める日から施行される国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第108号) により、人事院の事務について、職階制が削除、試験が採用試験に改正されるとともに、内閣総理大臣の事務について、退職管理、人事評価、標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針が追加される。

(注4) 行政改革推進本部事務局において行っている公務員制度改革の事務は、臨時のものであり、上記の図には含めていない。

「公共サービス・公務員制度のあり方に関する連合の考え方」(2006.1.19)



【凡例】赤字及び赤の取消線：「現行制度」(2ページ)と異なる箇所